

議案第7号

守口市市税条例等の一部を改正する条例案

守口市市税条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市市税条例等の一部を改正する条例

(守口市市税条例の一部改正)

第1条 守口市市税条例（平成11年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第142条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第7条の3まで 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控</p>	<p>第1条から第142条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第7条の3まで 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控</p>

除する。
2及び3 略

以下 略

除する。
2及び3 略

以下 略

(守口市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 守口市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年守口市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(守口市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第8条中「<u>軽自動車税</u>」を「種別割」に改める。</p> <p>第10条中「<u>」、第53条、第75条</u>」の次に「<u>、第90条の5第1項</u>」を加え、「及び第2号」を「<u>、第2号及び第5号</u>」に、「当該各号」を「<u>第1号から第4号まで</u>」に改め、「掲げる期間」の次に「<u>並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>」を加え、同条第2号中「<u>第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)</u>、」を削り、「<u>第107条第1項</u>」を「<u>第90条の5第1項の申告書、第107条第1項</u>」に改め、同条第3号中「<u>第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u>、」を</p>	<p>(守口市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第10条中「及び第2号」を「<u>、第2号及び第5号</u>」に、「当該各号」を「<u>第1号から第4号まで</u>」に改め、「掲げる期間」の次に「<u>並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>」を加え、同条第2号中「<u>第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)</u>、」を削り、同条第3号中「<u>第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u>、」を削り、同条に次の2号を加える。</p>

削り、「第 107 条第 1 項」を「第 90 条の 5 第 1 項の申告書、第 107 条第 1 項」に改め、同条に次の 2 号を加える。

略

第 22 条中「100 分の 12.1」を「100 分の 8.4」に改める。

略

第 89 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 89 条第 3 項中「法第 443 条第 1 項の規定によって軽自動車税」を「法第 445 条第 1 項の規定により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 89 条の 2 を第 89 条の 3 とし、第 89 条の次に次の 1 条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第 89 条の 2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動

略

略

車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第90条の見出しを「（種別割の課税免除）」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第90条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第90条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第90条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第90条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告

に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第90条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第91条の見出しを「(種別割の税率)」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400 円

(イ) その他のもの 年額 5,900 円

第 92 条の見出しを「(種別割の賦課期日及び納期)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 93 条の見出しを「(種別割の徴収の方法)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 94 条の見出しを「(種別割に関する申告又は報告)」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 33 号の 4」を「第 33 号の 4 の 2」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4」を「第 33 号の 4 の 2」に改め、同条第 4 項中「第 89 条第 2 項」を「第 89 条の 2 第 1 項」に改める。

第 95 条の見出しを「(種別割に係る不申告等に関する過料)」に改め、同条第 1 項中「第 89 条第 2 項」を「第 89 条の 2 第 1 項」に改める。

第 96 条の見出しを「(種別割の減免)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第97条の見出しを「(身体障害者等に対する種別割の減免)」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第96条第2項各号」を「前条第2項各号」に改める。

第98条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第89条の2」を「第89条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「付き」を「つき」に改める。

第99条第2項中「1箇」を「1個」に改める。

略

附則第28条の2の見出しを「(軽自動車税の種別割の税率の特例)」に改め、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種類割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第28条の2第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平

略

附則第28条の2第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第91条第2号アの項中「第91条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第91条第2号アの項中「第91条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日

成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度」を「には、平成 29 年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第 28 条の 2 第 3 項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「ガソリン軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度」を「には、平成 29 年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第 28 条の 2 第 4 項中「規定する三輪以上の軽自動

まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 91 条第 2 号アの項中「第 91 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 91 条第 2 号アの項中「第 91 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種類割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第29条を削り、附則第28条の2を附則第29条とし、附則第28条の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第28条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第28条の3 第90条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第28条の4 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償

するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 28 条の 5 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第 90 条の 3 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第 90 条の 3 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定の適用については、当分の間、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

第 1 条の 2 守口市市税条例の一部を次のように改正する。

第 8 条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 10 条中「)、第 53 条、第 75 条」の次に「、第 90 条の 5 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 107 条第 1 項」を「第 90 条の 5 第 1 項の申告書、第 107 条第 1 項」に改める。

第 22 条中「100 分の 12.1」を「100 分の 8.4」に改める。

第 89 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪

以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第89条第3項中「法第443条第1項の規定によって軽自動車税」を「法第445条第1項の規定により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第89条の2を第89条の3とし、第89条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第89条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により

取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第90条の見出しを「（種別割の課税免除）」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第90条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第90条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率

とする。

(1) 法第 451 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の

1

(2) 法第 451 条第 2 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の

2

(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 90 条の 4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 90 条の 5 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第90条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第91条の見出しを「(種別割の税率)」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400 円

(イ) その他のもの 年額 5,900 円

第 92 条の見出しを「(種別割の賦課期日及び納期)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 93 条の見出しを「(種別割の徴収の方法)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 94 条の見出しを「(種別割に関する申告又は報告)」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 33 号の 4」を「第 33 号の 4 の 2」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4」を「第 33 号の 4 の 2」に改め、同条第 4 項中「第 89 条第 2 項」を「第 89 条の 2 第 1 項」に改める。

第 95 条の見出しを「(種別割に係る不申告等に関する過料)」に改め、同条第 1 項中「第 89 条第 2 項」を「第 89 条の 2 第 1 項」に改める。

第 96 条の見出しを「(種別割の減免)」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 97 条の見出しを「(身体障害者等に対する種別割の減免)」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 96 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改める。

第 98 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「第 89

条の2」を「第89条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「付き」を「つき」に改める。

第99条第2項中「1箇」を「1個」に改める。

附則第28条の2の見出しを「(軽自動車税の種別割の税率の特例)」に改め、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第28条の2第2項から第4項までを削る。

附則第29条を削り、附則第28条の2を附則第29条とし、附則第28条の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第28条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第28条の3 第90条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府

第2条及び第3条 略

附 則
(施行期日)

第1条 略

知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第28条の4 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第28条の5 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第90条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第90条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

第2条及び第3条 略

附 則
(施行期日)

第1条 略

(1) 第1条中守口市市税条例第10条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに第35条、第44条及び第45条の改正規定並びに第3条の規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに次条第1項及び第4項の規定
略

(2) 第1条中守口市市税条例第8条の改正規定、第10条の改正規定（「、第53条、第75条」の次に「、第90条の5第1項」を加える部分、同条第2号中「第107条第1項」を「第90条の5第1項の申告書、第107条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第107条第1項」を「第90条の5第1項の申告書、第107条第1項」に改める部分に限る。）、第22条及び第89条の改正規定、第89条の2を第89条の3とし、第89条の次に1条を加える改正規定、第90条の改正規定、同条の次に5条を加える改正規定及び第91条から第99条までの改正規定並びに同条例附則第29条を削り、同条例附則第28条の2を同条例附則第29条とし、同条例附則第28条の次に4条を加える改正規定並びに第2条の規定並びに第3条の規定（「第107条第1項」を「第90条の5第1項の申告書、第107条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 略

(1) 第1条中守口市市税条例第10条、第35条、第44条及び第45条の改正規定並びに第3条の規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに次条第1項及び第3項の規定 略

(2) 第1条中守口市市税条例附則第28条の2の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

(3) 略

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条の規定

(市民税に関する経過措置)

第2条 略

2 略

3 新条例第22条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 略

(「第107条第1項」を「第90条の5第1項の申告書、第107条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 略

2 略

3 略

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の守口市市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第22条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 略

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以下 略

第3条 略

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例附則第28条の2の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。